

相模原市情報公開条例施行規則

〔平成13年3月30日〕
規則第18号

改正 平成14年3月29日規則第24号 平成17年3月24日規則第17号
平成17年7月1日規則第78号 平成19年3月30日規則第76号
平成19年6月29日規則第143号

相模原市公文書公開条例施行規則(昭和61年相模原市規則第37号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、市長が管理する公文書に係る相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

第3条 削除

(平19規則76)

(公文書公開請求書の記載事項等)

第4条 条例第6条第1項の規定による公文書の公開の請求は、公文書公開請求書(第1号様式)により行うものとする。

2 条例第6条第1項第4号の規則で定める事項は、請求者が求める公開の方法とする。

(平17規則78・平19規則76・一部改正)

(公文書公開請求の却下)

第5条 市長は、条例第6条第1項の規定による公文書の公開請求を受けた場合において、当該請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該請求を却下することができる。

(1) 条例第2条第2項各号に規定するものに係る請求であるとき。

(2) 条例第32条に規定する公文書の公開に係る請求であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、却下することにつき相当の理由のあるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき請求を却下したときは、当該却下に係る公文書の公開の請求をしたものに対して、速やかに公文書公開請求却下通知書により通知するものとする。

(平19規則76・一部改正)

(公開決定通知書等)

第6条 条例第11条第1項の規定による通知は、公文書公開決定通知書により行うものとする。

2 条例第 11 条第 2 項の規定による通知は、公文書非公開決定通知書により行うものとする。

(公開決定期間延長通知書等)

第 7 条 条例第 12 条第 2 項の規定による通知は、公文書公開決定期間延長通知書により行うものとする。

2 条例第 12 条第 3 項の規定による通知は、公文書公開決定期間延長特例通知書により行うものとする。

(事案移送通知書)

第 8 条 条例第 13 条第 1 項の規定による通知は、事案移送通知書により行うものとする。

(第三者保護に関する手続き)

第 9 条 条例第 14 条第 1 項及び第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項(第 2 号に掲げる事項にあっては、同条第 2 項に該当する場合に限る。)とする。

(1) 公開請求の年月日

(2) 条例第 14 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(3) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知は、公文書の公開請求に関する意見照会書により行うものとする。

3 条例第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出される意見書は、公開決定等に係る意見書(第 2 号様式)により行うものとする。

4 条例第 14 条第 3 項の規定による通知は、公開決定に係る通知書により行うものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、市長は、条例第 14 条第 1 項の規定により第三者に対し意見書を提出する機会を与えるときは、当該意見書の提出を口頭により求めることができる。

(平 17 規則 17・一部改正)

(電磁的記録の公開方法)

第 10 条 条例第 15 条第 1 項の規定による電磁的記録の公開は、次の各号に掲げる電磁的記録を保存している媒体の種別に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音カセットテープ又はビデオカセットテープ 当該録音カセットテープ

若しくはビデオカセットテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

(2) その他の媒体

ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ若しくは光ディスク(コンパクトディスクレコーダブルに限る。)に複写したものの交付

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(平 19 規則 76・一部改正)

(公文書の閲覧の方法等)

第 1 1 条 公文書の閲覧又は視聴をする者は、関係職員の指示に従うとともに、当該公文書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱わなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対して、公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付部数)

第 1 2 条 公文書の公開を行う場合において、当該公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該公開請求に係る公文書 1 件につき 1 部とする。

(費用負担及び写しの交付に要する費用)

第 1 3 条 条例第 15 条の規定による公文書の写しの交付をする場合における当該公文書の写しの交付に要する費用は、当該公文書の写しの交付を受けようとするものの負担とする。

2 条例第 16 条第 2 項に規定する写しの交付に要する費用の額は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(平 19 規則 76・一部改正)

(審査会に諮問した旨の通知)

第 1 4 条 条例第 18 条の規定による通知は、審査会諮問通知書により行うものとする。

(答申書の送付等)

第 1 5 条 相模原市情報公開・個人情報保護審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申後遅滞なく答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

(平 19 規則 143・一部改正)

(審査会提出資料等の閲覧等)

第 1 6 条 条例第 23 条第 1 項の規定による閲覧又は写しの交付の請求は、審査会提出資料等閲覧等請求書(第 3 号様式)により行わなければならない。

2 市長は前項の規定による審査会提出資料等閲覧等請求書が提出されたときは、速やかに、当該請求に対する諾否の決定をし、当該請求の全部を承諾するときは審査会提出資料等閲覧等承諾通知書により、当該請求の一部を承諾するときは審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書により、当該請求の全部を拒むときは審査会提出資料等閲覧等拒否通知書により、当該請求をしたものに通知するものとする。

(平 17 規則 17・一部改正)

第 17 条 削除

(平 19 規則 76)

(公文書の目録の作成)

第 18 条 条例第 28 条の規定による公文書の目録の作成は、相模原市公文書管理規則(平成 13 年相模原市規則第 20 号)の規定により 10 年保存又は永年保存として定められている公文書については、公文書に係る文書目録その他これに類するものにより行うものとする。

(出資法人等の情報公開)

第 19 条 条例第 30 条第 1 項に規定する出資法人等は、別表第 2 に定めるものとする。

2 条例第 30 条第 3 項に規定する出資法人等は、当該出資法人等の設立にあたり、市が 2 分の 1 以上を出資している法人とする。

(委任)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に相模原市公文書公開条例施行規則(昭和 61 年相模原市規則第 37 号。以下「旧規則」という。)の規定によって行われた処分、手続きその他の行為でこの規則施行の際、現に効力を有するものは、この規則の相当規定によってしたものとみなす。

3 この規則施行の際、旧規則の規定により定められた様式の内紙が残存するときは、当該内紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 24 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日規則第 17 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 文書及び図画の項の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 1 日規則第 78 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 76 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 30 日規則第 143 号)

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第13条関係）

（平17規則17・平19規則76・一部改正）

種 別		規 格	単 価
文 書 及 び 図 画	電子複写機による単色刷り	A3判まで1面	10円
	プリンタによる出力単色刷り	A3判まで1面	10円
	マイクロフィルムリーダープリンタによる出力単色刷り	A3判まで1面	10円
	電子複写機による多色刷り	A3判まで1面	50円
電 磁 的 記 録	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	3.5インチ 2DD・2HD	60円
	録音カセットテープに複写したもの	60分	200円
		90分	280円
	ビデオカセットテープに複写したもの	120分	300円
光ディスク（コンパクトディスクレコーダブルに限る）に複写したもの	CD-R 700メガバイト	150円	
そ の 他			実費を参考に定める額

備考 郵便等により写しを送付するために要する費用については、あらかじめ算定された郵便料金等に相当する金額を負担するものとする。

別表第2（第19条関係）

（平14規則24・一部改正）

相模原市土地開発公社	社団法人相模原市シルバー人材センター
財団法人相模原市産業振興財団	社団法人相模原市畜産振興協会
財団法人相模原市民文化財団	社団法人相模原市防災協会
財団法人相模原市体育協会	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
財団法人相模原市都市整備公社	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター	株式会社さがみはら産業創造センター
財団法人相模原市みちの協会	橋本駅北口第一再開発ビル株式会社
財団法人相模原市みどりの協会	